

長期欠席議員の報酬等の取扱いについて

◎ 前回の委員会で説明した検討のポイント

(1) 欠席した場合に減額の対象とする会議の範囲

- ・ 欠席した場合に減額の対象とする会議の範囲をどうするか。

〔参考〕 全国市議会議長会の見解^{※1}

- ・ 全国市議会議長会は、全国的な均衡や訴訟リスクを踏まえ、「地方自治法に規定する法的根拠のある会議等^{※2}（公務）に限り、欠席した場合の減額対象とすべき」との見解を示している。

※1 『『小浜市議会議員の議員報酬等の特例に関する条例』制定に向けた協議経過』より。

※2 「会議等」は、本会議、委員会及び協議又は調整を行うための場（各派代表者会議や議会改革推進検討委員会など）、議員派遣、委員派遣

(2) 欠席事由と適用除外（長期欠席期間に含めない欠席事由）

- ・ 疾病や出産、逮捕等、どのような理由による欠席を減額対象とするか。
- ・ また、適用除外（減額事由から除く事由）を設けるか。
- ・ さらに、減額事由から除く事由を例示列举で規定する（「出産」といった具体的事由のほかに「その他正当な理由」等の規定を設ける）場合、その判断をどのように行うか。

〔参考〕 他市議会における適用除外の規定の例

- ・ 会津若松市：その他議長が上記理由に準ずると認める場合
- ・ 東大阪市：議長が議会運営委員会に諮って、やむを得ない事由があると認めた場合

(3) 減額の対象とする欠席の期間と減額率

- ・ 他市の基準（欠席期間の区分・減額の割合等）は、それぞれ異なっているため、本市議会としての考え方の整理が必要。

〈会津若松市における長期欠席の期間と減額割合の例〉

- ・ 90日を超え180日以下であるとき・・・100分の20
- ・ 180日を超え365日以下であるとき・・・100分の30
- ・ 365日を超えるとき・・・・・・・・・・100分の50

(4) 報酬を減額する始期と終期

- ・いつからいつまで減額するか。
- ・欠席の起算日及び終了日の判断・決定のため、欠席届及び復帰届の提出を求めるか。
- ・また、疾病の場合、医師の証明書の提出を求めるか。

(5) 期末手当の減額率等（算定基準と減額割合）

- ・期末手当を減額するかどうか。
- ・また、減額するとした場合、どの程度、減額するか。